

整備新幹線着工等について政府・与党申合せ

(平成2年12月24日)

北陸新幹線、東北新幹線及び九州新幹線は、平成3年度から、その建設に着工する。

1(1) 東北新幹線盛岡・青森間及び九州新幹線八代・西鹿児島間については、平成3年度において、所要の認可等の手続きを経て、その建設に着工する。

(2) 北陸新幹線軽井沢・長野間については、必要な調整を行った上で、標準軌新線で平成3年度において、所要の認可等の手続きを経て、その建設に着工する。

(3) 北陸新幹線高岡・金沢間については、「整備新幹線着工調整費（仮称）」を計上する。なお、小松以西については、整備新幹線建設推進準備事業費を計上する。

2(1) 既設新幹線譲渡収入等を財源として鉄道助成を総合的に実施する特殊法人鉄道整備基金（仮称）を設立し、整備新幹線の建設の推進を図ることとする。

(2) 国の負担の財源については、運輸省所管の公共事業に配分される予算の一部に加え、既設新幹線譲渡収入の一部を充当することとする。なお、平成3年度予算においては、公共事業関係費128億円を計上する。

(3) JRの負担の財源については、平成元年1月17日政府・与党申合せにより特殊法人新幹線保有機構において生じる既設新幹線のリース料の余剰を充てることとされていた部分に、既設新幹線譲渡収入の一部を充当することとする。

3. 九州新幹線（長崎ルート）、北海道新幹線等のため、整備新幹線建設推進準備事業費として、平成3年度予算において、日本鉄道建設公團に20億円を計上する。（北陸新幹線小松以西を含む）

4. 建設着工する区間の並行在来線は、開業時にJRの経営から分離することを認可前に確認すること。

5. 当面は、昭和63年8月31日及び平成元年1月17日の政府・与党申合せに従い、その建設着工を推進する。